



# 島根県報

平成30年7月13日（金）

第3,022号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

|                                      |             |   |
|--------------------------------------|-------------|---|
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定                  | （障がい福祉課）    | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 | （ 〃 ）       | 2 |
| 障害福祉サービス事業者の指定                       |             |   |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 | （ 〃 ）       | 3 |
| 一般相談支援事業の廃止の届出                       |             |   |
| 県営土地改良事業計画の決定                        | （農 村 整 備 課） | 3 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅                | （水 産 課）     | 3 |

### 【特定調達公告】

|  |         |   |
|--|---------|---|
| 平成30年度漁業試験船「島根丸」定期検査及び修繕整備工事に係る一般競争入札の実施 | （水 産 課） | 3 |
| 島根県立中央病院統合情報システム機器・機能更新業務に係る随意契約の相手方等    | （病 院 局） | 6 |

## 告 示

### 島根県告示第491号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成30年7月13日

島根県知事 溝口善兵衛

| 医師の氏名  | 診療科目  | 従事する医療機関                 |                   | 指定年月日      |
|--------|-------|--------------------------|-------------------|------------|
|        |       | 名称                       | 所在地               |            |
| 松尾 進   | 外科    | 隠岐広域連合立隠岐病院              | 隠岐郡隠岐の島町城北町355番地  | 平成30年6月29日 |
| 真子 卓也  | 整形外科  | 隠岐広域連合立隠岐病院              | 隠岐郡隠岐の島町城北町355番地  | 平成30年6月29日 |
| 真子 絢子  | 外科    | 隠岐広域連合立隠岐病院              | 隠岐郡隠岐の島町城北町355番地  | 平成30年6月29日 |
| 田中 智章  | 眼科    | 隠岐広域連合立隠岐病院              | 隠岐郡隠岐の島町城北町355番地  | 平成30年6月29日 |
| 岩下 裕   | 腎臓内科  | 独立行政法人国立病院機構<br>浜田医療センター | 浜田市浅井町777番地12     | 平成30年6月29日 |
| 高橋 知男  | 小児科   | 公立邑智病院                   | 邑智郡邑南町中野3848-2    | 平成30年6月29日 |
| 山崎 啓一  | 内科    | 公立邑智病院                   | 邑智郡邑南町中野3848-2    | 平成30年6月29日 |
| 藏本 俊輔  | 消化器外科 | 島根大学医学部附属病院              | 出雲市塩冶町89-1        | 平成30年6月29日 |
| 岡 和幸   | 外科    | 島根大学医学部附属病院              | 出雲市塩冶町89-1        | 平成30年6月29日 |
| 芦村 龍一  | 腎臓内科  | 島根大学医学部附属病院              | 出雲市塩冶町89-1        | 平成30年6月29日 |
| 吉金 かおり | 腎臓内科  | 島根大学医学部附属病院              | 出雲市塩冶町89-1        | 平成30年6月29日 |
| 福永 昇平  | 腎臓内科  | 島根大学医学部附属病院              | 出雲市塩冶町89-1        | 平成30年6月29日 |
| 木谷 昭彦  | 外科    | 島根大学医学部附属病院              | 出雲市塩冶町89-1        | 平成30年6月29日 |
| 黒谷 一志  | 内科    | 隠岐広域連合立隠岐島前病院            | 隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1 | 平成30年6月29日 |
| 宋本 暁承  | 内科    | 隠岐広域連合立隠岐島前病院            | 隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1 | 平成30年6月29日 |

### 島根県告示第492号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年7月13日

島根県知事 溝口善兵衛

| 事業者の名称   | サービスの種類            | 事業所の名称   | 事業所の所在地        | 指定年月日     |
|----------|--------------------|----------|----------------|-----------|
| 株式会社ユーアイ | 就労移行支援<br>就労継続支援B型 | ユーアイサポート | 出雲市荻杼町492-1 2F | 平成30年7月1日 |

|                 |        |                  |                 |               |
|-----------------|--------|------------------|-----------------|---------------|
| 社会福祉法人仁多福祉<br>会 | 共同生活援助 | グループホームヴィラ<br>佐白 | 仁多郡奥出雲町佐白312-35 | 平成30年 7 月 1 日 |
|-----------------|--------|------------------|-----------------|---------------|

**島根県告示第493号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示する。

平成30年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称     | サービスの種類 | 事業所の名称     | 事業所の所在地      | 廃止年月日          |
|------------|---------|------------|--------------|----------------|
| 特定非営利活動法人海 | 地域移行支援  | 相談支援事業所あかり | 浜田市熱田町716-34 | 平成30年 6 月 30 日 |

**島根県告示第494号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業名                                      | 縦覧に供する書類の名称  | 縦覧の期間      | 縦覧の場所 |
|--|--------------|------------|-------|
| 揖屋第二地区用排水施設事業（県営水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）） | 土地改良事業計画書の写し | 告示の日から21日間 | 松江市役所 |

**島根県告示第495号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成26年島根県告示第401号による保険に付すべき義務は、平成30年 7 月 3 日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成30年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根町加入区

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 7 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名及び数量

平成30年度漁業試験船「島根丸」定期検査及び修繕整備工事 一式

## (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 整備期間

平成30年12月17日（月）から平成31年2月8日（金）まで

## (4) 引渡場所

請負造船所岸壁

## (5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、第5条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「5 車両船舶類」、中分類「(2) 船舶」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 総トン数150トン以上の鋼船を入渠又は上架する能力を有している者であること。

(8) 漁業試験船「島根丸」により1日で回航（8時間 海上距離 おおむね100マイル）できる範囲内（鳥取県境港市以西から福岡県北九州市以东までの地域内）に造船所を有している者であること。

## 3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒697-0051 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

島根県水産技術センター 総合調整部

電話番号（0855）22-1720 ファクシミリ番号（0855）23-2079

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成30年7月13日（金）から同年8月10日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）、(1)の場所において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

なお、希望する者には、交付期間中に電子ファイルを電子メールに添付して入札説明書を交付するので、会社名、担当部課名、担当者名、電話番号及び返信先電子メールアドレスを明記して(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(3) 入札説明会

必要に応じて実施するので、実施を希望する者は、平成30年7月27日（金）までに(1)の問合せ先まで申し込むこと。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限 平成30年8月24日（金）午後1時まで

イ 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は、平成30年8月24日（金）正午までに到着していること。

ウ 提出場所 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1

島根県水産技術センター 総合調整部

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年8月24日（金）午後1時30分から

イ 場所 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1 島根県水産技術センター 研修準備室（3階）

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を入札の開始までに納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当すると認められる場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、落札者が島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当すると認められた場合は、免除する。

(4) 入札希望者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書の交付を受け、平成30年8月10日（金）午後5時までに入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Periodic inspection and repair service of Fisheries experimental vessel Shimane maru, 1 set

(2) Deadline for bid: 1:00 P.M., August 24, 2018

(Applications by mail must arrive at the address written below by 12:00 P.M., August 24, 2018)

(3) Contact: Shimane Prefectural Fisheries Technology Center, 25-1 Setogashima-cho, Hamada-shi, Shimane-ken, 697-0051 Japan

Phone: 0855-22-1720

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成30年 7 月13日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 役務の名称及び数量

島根県立中央病院統合情報システム機器・機能更新業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局情報システム課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成30年 6 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社山陰支社 支社長 竹岡 ゆかり 松江市学園南二丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

161,838,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。